

# Find! 三春 香りの魔法講座

## 「アロマであったまろう」

寒い冬を乗り切るため、冷え症や安眠、乾燥肌を自然の力でサポートするアロマを使って、心地よく過ごしてみませんか？

今回はアロマを使ったバスオイル（入浴剤）と練り香水を作ります。最後はハーブティーで一息。どなたでも気軽に参加できますので、素敵な習慣始めてみてはいかがでしょうか。

▼日時 1月27日（土）

▼集合場所 旧桜中学校交流施設  
（三春町大字鷹巣字瀬山213）

▼定員 20名（最少催行人数15名）

▼料金 1人2,500円

▼講師 猪越由美氏（Thyme）



● 申込・問い合わせ先

（株）三春まちづくり公社／みはる観光協会

☎ 62-3690

相続登記Q&A

連載第十四回（最終回）

## 「相続登記の手続について」

### 「相続登記をしないうちに相続人が亡くなったら？」

Q.

父が亡くなり、父の財産（土地）の相続人は兄と私の2人です。本来であれば、相続関係をきちんとするためにも遺産分割協議を行い、すぐに土地の相続登記をすべきでしたが、2人とも仕事が忙しく、登記手続を後回しにしているうちに、兄が亡くなってしまいました。この場合、私一人で土地の全てを相続することになるのでしょうか？なお、兄には子Aがおり、兄の妻は病気で亡くなっています。

A.

あなた一人で父の土地を全て相続することはできません。土地の相続人である兄が死亡したため、兄の子Aと土地の相続についての手続を行うこととなります。

### 解説

▼今回のケースでは・・・

父の死亡による相続は、法律上、兄とあなたが相続人として相続登記の手続を行うこととなりますが、兄が相続登記を行う前に亡くなったことにより、兄の有していた土地の相続権を兄の子Aが引き継ぐこととなりますので、Aは兄の代わりに相続登記を行うこととなります。

したがって、あなたはAと

協議した上で、兄とあなたの相続分をどのように分配するか、決める必要があります。

※「相続分」については、第9回「相続分とはなんですか？」（平成29年8月号）、「遺産分割協議」については、第12回「子供同士で相続分を決められますか？」（平成29年11月号）を参考にしてください。

▼問

福島地方務局

☎ 024-534-2045

# 広告欄

広告欄